

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2003-223590(P2003-223590A)

【公開日】平成15年8月8日(2003.8.8)

【出願番号】特願2002-257531(P2002-257531)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

【F I】

G 06 F 17/60 3 3 0

G 06 F 17/60 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月13日(2005.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介してサービスの提供を求める利用者から前記利用者の属性情報を受信し、前記属性情報に適合したサービスを提供するサーバと、サービスまたは前記サービスの対象であるコンテンツの属性情報を前記サービスを提供した利用者の属性情報から生成するサービス属性情報生成管理部とを備え、サービスの提供を求める利用者に対して、サービスまたは前記サービスの対象であるコンテンツの属性情報が前記利用者の属性情報に適合するサービスを提供するセンター装置と、

利用者の属性情報を生成管理する個人属性情報生成管理部と、可搬型蓄積装置と接続して利用者の属性情報の授受を行う外部機器インターフェース部とを備え、前記個人属性情報生成管理部が生成した属性情報または前記外部機器インターフェース部を介して前記可搬型蓄積装置から入力した属性情報をネットワークを介して前記センター装置に送信し、サービスの提供を求める端末装置と

を備えることを特徴とする属性情報利用システム。

【請求項2】

利用者の属性情報を生成管理する個人属性情報生成管理部と、可搬型蓄積装置と接続して前記属性情報の授受を行う外部機器インターフェース部とを備え、

前記個人属性情報生成管理部は、前記属性情報として、利用者のアカウント、名称及び所在地情報を含むプロファイル情報と利用者の嗜好情報を含むプリファレンス情報とを利用者の利用用途を示す属性種別情報に対応付けて生成管理し、

前記個人属性情報生成管理部が生成した属性情報または前記外部機器インターフェース部を介して前記可搬型蓄積装置から入力した属性情報をネットワークを介してセンター装置に送信して、センター装置からサービスの提供を受けることを特徴とする端末装置。

【請求項3】

前記属性種別情報は利用者の利用用途に応じて複数設けられ、前記個人属性情報生成管理部は、前記属性情報を、利用者の属性種別情報ごとに對応付けて生成管理し、さらに、前記属性情報に前記属性種別情報を含めることを特徴とする請求項2に記載の端末装置。

【請求項4】

前記個人属性情報生成管理部は、装置と前記属性種別情報との関係を記述したテーブルを保持し、前記外部機器インターフェース部が可搬型蓄積装置と接続しているときには、前

記テーブルを参照して、前記可搬型蓄積装置に対応する属性種別情報を取得し、当該属性種別情報に対応付けられる属性情報を生成管理し、前記外部機器インターフェース部が可搬型蓄積装置と接続していないときには、前記テーブルを参照して、当該端末装置自身に対応する属性種別情報を取得し、当該属性種別情報に対応付けられる属性情報を生成管理することを特徴とする請求項2に記載の端末装置。

#### 【請求項5】

前記個人属性情報生成管理部は、前記属性情報に、当該属性情報が原作であるか複製であるかを表す原作種別情報を含めることを特徴とする請求項2に記載の端末装置。

#### 【請求項6】

前記個人属性情報生成管理部は、管理している前記属性情報を端末装置と前記可搬型蓄積装置との間で複製するとき、原作種別情報以外の属性情報はそのまま複製を行い、複製元の前記原作種別情報が原作である場合には複製元と複製先とのいずれかの原作種別情報だけが原作となるように、また、複製元の前記原作種別情報が複製である場合には複製元と複製先との双方の原作種別情報が複製となるように複製し、前記属性情報の複製の際に前記原作種別情報が原作となる属性情報が複数生成されることのないようにすることを特徴とする請求項5に記載の端末装置。

#### 【請求項7】

前記個人属性情報生成管理部は、原作種別情報が複製の属性情報を保持しているとき、前記外部機器インターフェース部と接続された可搬型蓄積装置がサポート用可搬型蓄積装置である場合にのみ、前記サポート用可搬型蓄積装置より複製した前記属性情報の原作種別情報を原作に変更することを特徴とする請求項6に記載の端末装置。